平成２３年（フ）第３５号
宮崎県都城市高崎町大牟田2045番地29
債務者　今村　薫美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２７号
富山市下番101番地22
債務者　林　　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番１―401号
債務者　村上緑こと　鄭　　緑仙
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地１棟301号
債務者　今井つや子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３号
神戸市長田区庄田町１丁目５番13号
債務者　岡田　利春
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目27番15号　市木ビル202
債務者　水越　敏和
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９０号
奈良市鳥見町４丁目１－２　富雄団地５－502、住民票上の住所京都府木津川市木津南垣外40番地７
債務者　藤原　末子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
三重県鈴鹿市須賀３丁目４番13号　ハレマハロＡ―102
債務者　大釜　拓巳
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
三重県鈴鹿市大池１丁目15番12号
債務者　古野　元紀
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目32番10号、前住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1156番地20
債務者　丸石　禎子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２号
三重県津市美里町家所154番地53、前住所三重県津市美里町家所154番地52
債務者　藤川　愛美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０９号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面27番地10―１階
債務者　野﨑　義和
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７９０９号
大阪府交野市星田４丁目21番３号、申立時の住所大阪府枚方市茄子作東町44番８号
債務者　廣瀬ルミ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０７号
大阪市東淀川区柴島３丁目２番14号　プリティコート101号
債務者　松浦　信恵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１号
大阪府守口市金田町３丁目43番３―503号
債務者　今泉　良子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目16番18号
債務者　浜辺美稚子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９号
大阪府守口市八雲西町４丁目１番21号
債務者　川口　英寿
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部